

## 随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 4年 4月 26日		
2	契 約 業 者 名	株式会社 岡墨光堂		
3	契 約 業 者 の 住 所	京都市中京区富小路通三条上ル福長町113・115・117・118番合地		
4	工 事 件 名	京都御所清涼殿障壁画保存工事		
5	工 事 場 所	京都市上京区京都御苑（京都御所内）		
6	工 事 種 別	建具工事		
7	工 事 概 要	障壁画修理		
8	工 期（自）	令和 4年 4月 27日		
9	工 期（至）	令和 5年 3月 30日		
		（税込み）	（税抜き）	落札率
10	予 定 価 格	非公表 円	非公表 円	— %
11	入 札 金 額	15,092,352 円	13,720,320 円	
12	随 契 理 由	<p>本件は、京都御所清涼殿に現存する障壁画の保存修理及び復元模写を前提とした調査を行うものである。</p> <p>京都御所清涼殿の障壁画は、寛政及び安政年間に著名な画家によって描かれた文化財的価値の非常に高いものである。</p> <p>これらの障壁画は、建築物の形質上、直接外気にさらされたまま保存・展示され、最も古いもので230年を超過していることに加え、脆弱な素材である絹を基底材としていることから、劣化が著しい状態である。</p> <p>本工事を行うにあたっては、文化財的価値の非常に高い障壁画等の豊富な修理実績を有し、美術的な要素を兼ね備えた高度な修復技術かつ日本絵画の模写技術を保有していることが必要とされる。</p> <p>上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、重要文化財や国宝の修理及び模写を行った実績を有する株式会社 岡墨光堂を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。</p> <p>公募の結果、参加意思確認書の提出者がいなかったため、株式会社 岡墨光堂が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契約年月日	令和 5年 3月13日		
2	契約業者名	第一工業株式会社 大阪支店		
3	契約業者の住所	大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号		
4	工 事 件 名	正倉院東西宝庫ほか空調設備整備工事		
5	工 事 場 所	奈良市雑司町（正倉院内）		
6	工 事 種 別	管工事		
7	工 事 概 要	空調設備整備		
8	工 期（自）	令和 5年 3月14日		
9	工 期（至）	令和 5年 3月31日		
		(税込み)	(税抜き)	落札率
10	予 定 価 格	8,041,000 円	7,310,000 円	98.50 %
11	入 札 金 額	7,920,000 円	7,200,000 円	
12	随 契 理 由	<p>本工事は、東西宝庫及び正倉院事務所に設置され、既に運用している空調設備の整備を行うものである。</p> <p>本工事の施工にあたっては、同設備の自動制御装置の調整が必要であるため、同設備のシステム内容や詳細な内部構造を熟知している必要がある。</p> <p>上記を踏まえ、本工事については、応募要件を満たし、本工事の施工を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、同設備を導入した第一工業（株）大阪支店を契約の相手方とする契約手続を行うことを予定していた。</p> <p>公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいなかったため、第一工業（株）大阪支店が本工事を遂行できる唯一の機関であると確認された。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、同社と随意契約を締結することとした。</p>		